

消防功労における感謝状の贈呈について ～初期消火活動及び早期通報による被害軽減～

令和7年3月7日に発生しました飲食店の火災事案及び令和7年3月9日に発生しました住宅の火災事案において、初期消火活動及び早期通報を行い被害の軽減に努められました市民に、下記のとおり感謝状を贈呈します。

1 表彰対象

- (1) 令和7年3月7日（金）に浜地内で発生した飲食店火災
舞鶴市字堂奥123-1 藤原 聖司（会社員：45歳）
舞鶴市字大波下350-1 森井 敬博（会社員：52歳）
- (2) 令和7年3月9日（日）に浜地内で発生した住宅火災
舞鶴市溝尻中町19-3 轟 亮平（会社員：44歳）

2 感謝状の内容

消防功労

- (1) 令和7年3月7日（金）に発生した飲食店火災
初期消火活動による延焼阻止
- (2) 令和7年3月9日（日）に発生した住宅火災
早期通報による被害軽減

3 贈呈日時

令和7年3月30日（日） 9時00分～

4 場所

東消防署・防災センター2階「自主防災学習室」

